

## I 契約取消もしくは契約無効確認請求関係

### 【事案 I - 1】契約無効確認・既払込金返還請求

・ 平成 25 年 5 月 22 日 和解解決

#### <事案の概要>

申立人の締結した長期積立型火災共済契約は通常の年払(月払)で期間 30 年のものであり、過去に契約した全期前納型の貯蓄性の高い共済とは違うことを共済団体が説明しないまま契約させたことを不服として申立てをしたもの。

#### <申立人の主張>

申立人は共済団体に対し、本件共済契約の払込掛金と解約返戻金の差額である金 111 万円の支払を求める。

(1) 申立人は、平成 11 年 7 月に共済団体との間で共済期間 30 年(満期日平成 41 年 6 月)、満期共済金額 300 万円、火災共済金額 3,000 万円とする長期積立型火災共済契約を締結したが、平成 24 年 2 月この契約を解約した。

(2) 申立人と共済団体は昭和 63 年以降これまで以下の長期積立型火災共済契約を締結していた。

A 契約：契約日(昭和 63 年 1 月) 満期 100 万円/火災共済金額 100 万円/共済期間 5 年

B 契約：契約日(平成 5 年 6 月) 満期 200 万円/火災共済金額 200 万円/共済期間 10 年

C 契約：契約日(平成 6 年 1 月) 満期 200 万円/火災共済金額 200 万円/共済期間 10 年

上記 A は全期前納掛金 80 万 3,700 円、同 B 及び同 C は全期前納掛金 128 万円である。申立人はこれら長期積立型火災共済契約の他にも、当該共済団体において多くの生命共済契約を締結しているが、すべて全期前納型の貯蓄性の高いものであり、月払、年払の契約を締結した事実はない。

(3) 昭和 46 年と同 51 年には共済期間 30 年の年払契約を締結していたことがある、と共済団体は主張するが、当時、申立人は 47 歳若しくは 51 歳であり、存命期間を考慮すると有り得ないことではない。しかしながら、昭和 63 年以降の契約の共済期間は 5 年若しくは 10 年であり、平成 11 年当時に 70 歳を超える年齢であるにもかかわらず、あえて共済期間を 30 年とする契約を締結する事は考えられない。

(4) 共済団体の担当者は高齢の申立人に対し貯蓄性の高い共済であると誤信させ、本件契約を締結させたことは明らかである。70 歳を超える申立人がこのような複雑な契約を理解できたはずはなく、適合性の原則からすれば、本件契約は無効である。

### <共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

(1) 共済団体は申立人に対し、契約時に火災および自然災害等に備え建物を保障する契約であることを保障設計書により説明しており、貯蓄性の高い共済契約であると誤信させるような説明をした事実はない。

また、申立人は平成6年に満期共済金200万円、火災共済金額1,000万円、共済期間5年の長期積立型火災共済に加入し満期共済金200万円及び満期時割戻金を受領しており、加入している共済が建物保障を主たる目的とした長期の積立型火災共済であり、貯蓄を主たる目的としたものであると誤認していたとは考えにくい。

(2) 長期積立型火災共済は契約者が何歳になろうと、建物に事故が発生した場合に保障されるものである。将来的に建物が相続されれば共済契約も相続され、その保障は相続人にも継承されることになる。よって、本件建物の所有者である申立人が本契約を75歳で加入したことはなんら不自然ではない。

(3) 平成22年に共済掛金の払込方法を月払に変更しており、この時点でも申立人が変更前までの契約が有効であることを前提に契約を存続させる意思があったのは明らかである。

(4) 平成24年に申立人は共済契約の解約を申し出ており、共済契約が有効であることを前提とした行為であることは疑いがない。

### <裁定の概要>

共済団体より本件について和解解決したいとの申し出があったため、審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき和解案を提示したところ、同意が得られたので和解契約書の締結をもって円満に解決した。

## **【事案I-2】契約無効に伴う既払込掛金返還請求**

・ 平成26年3月27日 和解解決

### <事案の概要>

申立人の自宅とは異なる住所にある建物を持家（別棟）として加入していた自然災害保障付火災共済に対して、共済団体が、持家ではなく別荘であるとして、約款・事業規約に基づき過去3年間分の共済掛金を返還したことを不服として、加入以降支払った共済掛金の全てを返還請求する申し立てがあったもの。

### <申立人の主張>

共済団体は、加入以降支払った火災共済掛金合計44万円から、既に返還さ

れた過去3年分の共済掛金11万円を除いた、33万円を申立人に返還せよ、との判断を求める。

- (1) 申立人は、平成12年に自宅とは異なる住所に家庭菜園作業のための別宅（以下、「本件建物」という）を建設し、自然災害保障付火災共済契約の申込みを行った。申し込みに際して、目的物件の所在地は本件建物の所在地を記載し、契約申込者の住所は自宅住所を記載した。また申立人は本件物件が「持ち家（別棟）」に該当すると考え、「持ち家（別棟）」として申込書に記載した。申し込み後、共済団体からの特段の確認もなく当該内容で引き受けられた。
- (2) 平成25年の自然災害により本件建物が損壊したため、共済金を請求したところ、共済団体は、本件建物は「別荘」であり「持ち家（別棟）」ではないことを理由に共済契約の無効を主張し共済金の支払いを拒否した。さらに、過去3年分（平成22～24年）の共済掛金11万円の返還には応じたものの、共済契約を無効とする場合に返還する共済掛金は3年分が限度であると約款・事業規約に規定していることを理由に、平成21年以前の共済掛金の返還を拒否している。
- (3) 共済団体は「『ある程度の継続性や頻度をもって寝泊りをし、食器や家具等を取り揃えて日常生活を営んでおり、かつ原則として生活の中心の場として使用（「居住」の定義である）』されている建物でなければ、火災共済の目的とはならない」と主張する。しかしながら、これはあくまでも内規として規定されているだけであり、申立人をはじめとする共済契約者はそのような事情は分からない。また、本件建物のような物件が同共済の対象とならないことに関して、加入申込書や共済団体が交付している「契約のしおり」「契約の手引き」で明確な記載はない。
- (4) 申込書上住所地と本件建物の所在地の違いにより本建物の使用目的、方法等について確認することが可能である。にもかかわらず、共済団体においては、これらの確認を行うことなく、漫然と共済掛金の収受を続けた。共済団体は、自己の商品である共済について豊富な知識、経験を有する反面、申立人のように共済契約者になろうとする者には、これらが欠けていることが通常であることを鑑みれば、信義則上、共済団体は、契約の相手方となる申立人が共済契約を締結することにより不測の損害を被ることのないように十分配慮すべき義務を負担しているというべきである。
- (5) 以上を踏まえた場合、本件の共済団体の一連の対応は、上記の義務に違反しているものと言うほかない。具体的には、共済契約締結にあたっての説明義務違反に基づく不法行為が成立する。

### ＜共済団体の主張＞

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 共済加入申込書には、約款・事業規約に定められた契約上の内容を了承

すること、また、申込書の記載事項が明らかな誤りがあるときは、共済団体が当該事項について訂正しても異議はない旨記載されており、申立人の署名および押印されていることから、申立人は契約上の内容について理解していたものとみなされる。また、共済契約証書と併せて送付している「ご契約のしおり」では、共済の目的物の範囲として「契約者または契約者と生計を一にする親族が所有し、かつ人が居住している日本国内の住宅」および「空家、別荘など人が居住していない建物は共済の目的物となりません」と明記しており、その事実は申立人も認識している。

- (2) 約款・事業規約上の「共済の目的」に関する規定・本物件の適否については、共済の目的とすることのできる建物として、「人が居住する建物」と規定しており、具体的な居住の判断にあたっては「ある程度の継続性や頻度をもって寝泊りし、食器や家具等を取り揃えて日常生活を営んでおり、かつ原則として生活の場として使用していること」としている。
- (3) また、共済契約を無効とする場合として、約款・事業規約に「共済の目的が、共済契約の発効日において共済の目的の範囲外のと看し」と規定しており、また「この会は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。ただし、長期一括払特約が付帯されていない共済契約の場合において、当該共済契約が更新されたものであり、かつ、それ以前の共済契約が前号各号の規定のいずれかに該当するときは、3年間分を限度として共済契約の共済掛金を返還するものとする」と規定している。
- (4) 毎年の契約更新時には、申立人に対して「満期および継続のご案内」および「ご契約のしおり」を送付している。「満期および継続のご案内」では、火災共済契約のご注意の箇所において、共済の目的（住宅）を「契約者または契約者と生計を一にする親族が所有し、かつ人が居住している日本国内の住宅」および「空家、別荘など人が居住していない建物は共済の目的物となりません」と明記しており、「ご契約のしおり」においても同様の記載をしている。
- (5) 申立人は、共済契約締結にあたって説明義務違反があったことを主張するが、通常、窓口加入の場合、申込人に対して「ご契約の手引き」およびパンフレットにもとづき、共済契約の加入および共済金に関する重要事項について説明をおこなっている。また、郵送加入の場合、申込みをおこなう本人が「ご契約の手引き」およびパンフレットを一読のうえ、契約内容を確認し加入申込書を作成していただく仕組みである。「ご契約の手引き」には、重要事項が記載されているが、共済の目的物の範囲として「契約者が所有し、居住している住宅」、共済契約の対象者とならないものとして「空家・別荘等および空家・別荘内の家財」と明記しており、申立人が主張する共済契約締結にあたっての説明義務違反があったとする事実はない。

### **<裁定の概要>**

共済団体より、本件について和解により円満解決したいとの申し出があったため、審議会より当事者双方に和解案を提示したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。